

岩手県監査委員告示第15号

監査結果の公表（平成24年岩手県監査委員告示第32号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年3月5日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 佐々木 大和
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

- 1（1） 監査対象機関名 総務部総合防災室
（2） 監査実施日
ア 予備監査実施日 平成24年4月23日
イ 本監査実施日 平成24年6月12日
（3） 監査結果の公表の日 平成24年8月3日
（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
負担金の支出に当たり、所属年度を誤っているものが1件、420,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	所属年度を誤った負担金の支出については、所要額の積算誤りによる不足額を翌年度予算から支出したものであり、今後は、積算に当たり、担当内での相互確認を行い、再発防止に努めることとした。

- 2（1） 監査対象機関名 県北広域振興局農政部二戸農林振興センター
（2） 監査実施日
ア 予備監査実施日 平成24年5月9日及び同月10日
イ 本監査実施日 平成24年6月20日
（3） 監査結果の公表の日 平成24年8月3日
（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
旅費の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが7件、28,210円、多く支給しているものが3件、5,700円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より少なく支給していた旅費については追給処理を、多く支給していた旅費については返納処理を平成24年5月17日に完了した。 今後は、旅費制度に係る職員研修の実施により、再発防止に努めることとした。